

湖西市

DX 推進課

実施要領: 新居・内山地区 地上デジタル放送受信環境再整備業務（公募型プロポーザル）

湖西市 DX 推進課

目次

1. 本 RFP の目的	2
2. 業務概要	2
3. 提案上限額	2
4. 調達手続スケジュール	3
5. 参加資格	3
6. 配布書類等	3
7. 参加申込み	4
8. 質疑及び回答	4
9. 企画提案書の提出	4
10. 審査方法（選考方針）	5
11. 選定結果の通知・契約手続	5
12. 問合せ先	5
13. その他事項	6

湖西市 DX 推進課 新居・内山地区 地上デジタル放送受信環境再整備業務 提案依頼（RFP）実施要領

1. 本 RFP の目的

湖西市（以下「本市」）は、新居・内山地区において地上デジタル放送の受信を補完してきた共聴施設装置（ギャップフィラー装置、以下「GF」。地区にテレビ電波を中継する装置）が停止する見込みとなったことを受け、対象 53 世帯の地上デジタル放送視聴を継続するための代替手段導入業務（以下「本業務」）を委託します。本実施要領は、本業務に係る企画提案を公募し、最も適切な提案を行った事業者を選定するための手続を定めるものです。

本市は特定のサービス方式・特定事業者を前提とせず、対象世帯の受信実態（令和 7 年度実態調査結果）を踏まえた最適な方式を中立的に選定します。本業務は、実装後 **20 年間の視聴継続を支える長期視聴支援（保守・運用）** を事業の核心とします。

本業務はプロポーザル方式（公募型）で実施します。技術方式の選択、20 年の長期視聴支援の実現方式・事業継続性、想定リスクへの対応等、事業者の知見・工夫が価値を生む提案要素を評価の対象とします。

2. 業務概要

項目	内容
業務名	新居・内山地区 地上デジタル放送受信環境再整備業務
対象範囲	新居地区 10 世帯・内山地区 43 世帯（うち集合住宅 6 世帯）の計 53 世帯
契約期間	契約締結日（ 令和 8 年 9 月末から 10 月上旬 を見込む）～ 令和 8 年度内の実装完了 （受入試験承認 G4。令和 9 年 3 月まで）＋その後 20 年間の視聴支援期間

業務の詳細な背景・範囲・必要な要件・承認の進め方（ゲート設計）・**業務スケジュールは、要求仕様書（公告時添付）**を参照してください。本要領では業務内容を再掲せず、調達手続に必要な事項のみを定めます（業務日程は仕様書、調達手続日程は本要領、という役割分担）。

3. 提案上限額

税抜 15,596,000 円／税込 17,155,600 円

- ・ **上限額との対比は税込金額により行います。**見積書には税抜額と税込額を併記してください。消費税率は提案書提出日時時点の税率によります。
- ・ 本額は、**初期対応と視聴支援期間 20 年の長期運用の合計に対する上限額**であり、視聴支援期間中の有線方式等の利用に係る対価を含みます。単年度分の上限ではありません。
- ・ 長期運用に要する費用は、**20 年間の総額を提案時に確定**してください。契約期間中の年額改定及び後年度の追加の費用請求は認めません（要求仕様書 9.2・9.6）。
- ・ 本額を超える提案は失格とします。**見積書の様式は任意とし、記載していただく事項は見積書記載要領（別紙）に定めます。項目立ては提案者の判断によるものとし、世帯単位の単価や対応方式ごとの内訳の記載は必須としません。**共通前提の範囲内で必要な対応を実施することは、上限額の範囲内における受注者の責任とし、アンテナの向き調整・引込みその

他の対応方式ごとに要する費用も、この上限額の範囲内で調整していただきます（要求仕様書 4.3・9.6）。なお、本業務に係る経費は**令和 8 年度予算**に計上するものであり、**支払は単年度一括を基本とするため、年度別の支払額の記載も求めません**（要求仕様書 9.2）。

4. 調達手続スケジュール

手続	日程
公告・配布開始	令和 8 年 8 月 25 日（火）
質疑締切	令和 8 年 9 月 4 日（金）
質疑回答（本市ウェブサイトで公表）	令和 8 年 9 月 7 日（月）
企画提案書提出締切	令和 8 年 9 月 14 日（月）
第一次審査（書類）	令和 8 年 9 月 17 日（木）
第一次審査結果通知	令和 8 年 9 月 18 日（金）
第二次審査（プレゼン・ヒアリング）	令和 8 年 9 月 24 日（木）
第二次審査結果通知・公表	令和 8 年 9 月 25 日（金）
契約締結	令和 8 年 9 月末から 10 月上旬を目途（令和 8 年度）

- ・ 令和 8 年 9 月 19 日（土）から 23 日（水）までは休日です。第一次審査（書類）はこの連休前の 9 月 17 日（木）に実施し、その結果を 9 月 18 日（金）に通知します。第二次審査（プレゼンテーション）は連休明けの 9 月 24 日（木）に実施します。
- ・ 参加が 1 者のみの場合は、第二次審査を行わないことがあります（「10. 審査方法」参照）。この場合、第二次審査以降の日程を繰り上げることがあります。
- ・ 契約締結後、**令和 8 年 10 月以降に業務を開始し、令和 9 年 3 月までに完了**していただきます（要求仕様書 第 8.2 節・第 10 章）。

5. 参加資格

本業務固有の実績、所在地、事業規模等による参加資格は設けません。ただし、契約の相手方として必要となる次の一般要件を満たすことを求めます。

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ・ 本市の指名停止措置を受けていないこと
- ・ 会社更生法・民事再生法に基づく手続の申立てがなされていないこと
- ・ 本業務の履行に法令上必要となる許認可・届出を、契約後の該当業務着手までに備えること

特定のサービス方式・特定事業者を参加要件として前提にしません（サービス中立性）。

6. 配布書類等

本 RFP で事業者へ配布する書類は次のとおりです。

1. 実施要領（本書）

2. 要求仕様書（公告時添付）
 3. 見積書記載要領及び参考様式「見積費用総括表」（使用は任意）
 4. 企画提案書様式
 5. 評価表別紙（審査枠組み・区分・審査観点。公告時添付）
-

7. 参加申込み

参加申込書の事前提出は不要です。本業務への参加意思は、「9. 企画提案書の提出」に定める期限までに企画提案書一式を提出することにより確認します。

8. 質疑及び回答

- ・ **受付方法:** 文書（電子メール）にて受け付けます。電話による質疑は受け付けません。
 - ・ **質疑の件名:** 「INI-2026-001 RFP 質疑」と記入してください。
 - ・ **質疑締切:** 令和 8 年 9 月 4 日（金）
 - ・ **回答日:** 令和 8 年 9 月 7 日（月）
 - ・ **回答の公表:** 受け付けた質疑への回答は、公平性確保のため本市ウェブサイトで公表します。質問者を特定できる情報及び個別事業者名は回答書に記載しません。
-

9. 企画提案書の提出

- ・ **提出期限:** 令和 8 年 9 月 14 日（月）
- ・ **提出部数:** 電子データ一式（紙媒体の提出は不要）
- ・ **データ形式:** PDF を基本とし、表計算を要する資料は Excel 形式、指定様式は Word 形式での提出も可
- ・ **提出方法:** 電子メールによるデータ提出

提出物:

1. 企画提案書（提案内容・目的・効果・訴求点）
2. 業務全体スケジュール（業務遂行の工程）
3. 業務遂行体制・人員
4. 類似業務の実績
5. 見積書（**様式は任意**。参考様式「見積費用総括表」05-estimate-form.xlsx を用いていただいても、貴社の様式によっていただいても差し支えありません。記載していただく事項は見積書記載要領に定めます。**区分の立て方は提案者の判断によりますが**、初期対応と長期運用（20 年）の区別及び合計額は必ず示してください。年度別の支払額、世帯単位の単価、対応方式ごとの内訳の記載は必須としません）
6. 提案要素に関する説明（技術方式の選択／20 年の長期視聴支援の実現方式・事業継続性／想定リスクの予防・低減策等。要求仕様書 第 6 章 6.2 系の「要求事項（提案）」に対応）

提案書の構成・記載事項は、要求仕様書の提案書要求事項に従ってください。提案要素は評価対象であり、必須要件の充足とあわせて提案してください。

10. 審査方法（選考方針）

本業務は **二段審査**（いずれも非公開）により審査します。配点・項目別の審査観点は**評価表別紙（公告時添付）**に示します。

- ・ **第一次審査（書類審査）**：要求仕様書の各項目に対応する提出内容を項目ごとに採点します。審査項目は「必須要件」と「要求事項（提案）」に区分し、必須要件に一つでも不適合がある提案は失格とします。全必須要件に適合し、書類審査点が 600 点満点の 60%（360 点）以上の提案を適格提案とします。書類審査点 600 点と価格点 200 点の合計 800 点の上位から最大 3 者を第二次審査候補者とします。
- ・ **第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）**：第一次審査通過者を対象に、提案責任者又はプロジェクトマネージャーによる説明・質疑応答を合計 60 分で行い、提案内容への理解、説明の一貫性、課題対応力、責任ある遂行を期待できるかを横断的に審査します。第一次審査で採点した要求仕様書の各項目を再採点するものではありません。

第二次審査の実施判断：適格提案が 2 者以上の場合は第二次審査を実施します。適格提案が 1 者の場合は、第一次審査後に審査委員会で協議し、第二次審査を実施するか決定します。省略する場合は、書類審査点 600 点と価格点 200 点の合計 800 点満点で選定の適否を決定し、第二次審査点を 0 点として 1000 点満点には換算しません。省略理由及び選定の適否は議事録に記録します。第二次審査を行わない場合は、第二次審査以降の日程を繰り上げることがあります。

評価の構成：第一次審査は要求仕様書対応項目（必須要件／要求事項（提案））と価格、第二次審査はプレゼンテーション・ヒアリングによる横断評価で構成します。区分別・項目別の配点及び審査観点は評価表別紙を参照してください。

要求仕様書との対応：評価表別紙の各評価項目には、対応する要求仕様書の章又は項目番号を示します。

同点時の順位：総合得点が同点の場合は、価格点、第一次審査の必須要件採点合計、第一次審査の提案事項採点合計、第二次審査点の順に比較します。第二次審査を省略した場合は第二次審査点の比較を行いません。以上がすべて同点の場合は、くじにより順位を決定します。

失格・無効要件は「13. その他事項」に定めます。最低基準点の判定には価格点及び第二次審査点を含めません。

11. 選定結果の通知・契約手続

- ・ 選定結果は参加者へ通知し、本市の定めに従い公表します（時期は「4. 調達手続スケジュール」によります）。第二次審査を行わなかった場合（「10. 審査方法」）も同様に通知・公表します。
- ・ 選定事業者と契約を締結します。契約条件・契約不適合責任・再委託・機密保持等は、要求仕様書の契約・法務に関する事項及び契約書によります。

12. 問合せ先

湖西市 DX 推進課 DX 推進係

守田・053-576-4909・edp@city.kosai.lg.jp

13. その他事項

1. **費用負担:** 本 RFP に基づく提案の作成・提出に要する費用は参加事業者の負担とします。
2. **書類の返却:** 提出された書類は返却しません。
3. **情報公開:** 提出書類は情報公開条例に基づく開示請求の対象となりうるものとします（事業者の権利利益等に係る部分の取扱いは関係法令・条例によります）。
4. **参考資料の取扱い:** 本市が提供する参考資料（実態調査結果要約等）は、本 RFP の提案目的以外に使用しないでください。参考資料に含まれる住民関連情報は厳重に管理し、第三者へ提供しないでください。
5. **中立性:** 本 RFP は特定の事業者・特定のサービス方式を前提とせず、多様な方式を中立的に評価します。
6. **個人情報の取扱い:** 本 RFP に関連して取得する個人情報は、関係法令及び本市の条例・規則に基づき適正に取り扱います。

無効要件（次のいずれかに該当する提案は無効とします）：

- 参加資格を満たさないことが判明した場合
 - 提出期限・提出方法に従わない場合
 - 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - 公正な審査を妨げる行為があった場合（談合・不当な働きかけ等）
 - 暴力団等の排除に関する本市の規定に該当する場合
-